

# 託児所利用料金の助成に関する覚書

## 1. 目的

この覚書は、近畿支部運用細則第4条6号に基づき、近畿支部学術大会（以下、学術大会という）において支部会員が学術大会参加のために学術大会開催期間中に、託児所等を利用した料金について支部が支出する助成金について定める。本事業は、女性（男性）会員が増加する中で、仕事（学術活動）と育児との両立を学会として支援し、会員の獲得、活動の継続に繋げる。

## 2. 適用範囲

学術大会に参加する支部会員とその子について適用する。

## 3. 託児所の種類

認可保育園（公立・公設民営・私立・小規模）、認定こども園、認可外保育所、託児所等を対象とする。

## 4. 助成の条件

- 1) 学術大会に参加すること。
- 2) 学術大会参加証と、学術大会開催日の託児所等利用料金領収書を提出すること。
- 3) 他の同様の助成を受けていないこと。

## 5. 選考方法

応募期間中において申し込み順とし、定員（または予算）に達すれば応募期間を終了する。

## 6. 助成の費用

- 1) 助成の金額は、支部会員の子1名につき託児所等利用料金の50%とする。なお学術大会開催期間中であれば、利用回数および利用時間は問わない。
- 2) 助成の上限金額は、会員1名につき1年度当たり5000円とする。
- 3) 学術大会終了後、大会開催委員会に学術大会参加証の写しと託児所利用料金領収書の原本を提出後、財務から申し込み者の口座に助成金（振込手数料込）を支給する。

## 7. 担務

この覚書は大会開催委員会の担務とする。

## 付 則

1. この覚書は支部理事会の議決により改訂変更することができる。
2. この覚書は2019年度より適用する。

2019年7月5日